

第 5 次

勝山市地域福祉計画

計画期間：令和 8 年度～令和 13 年度



第5次勝山市地域福祉計画 目次

第1章 計画の目的と位置づけ	
1-1 序文	・・・3
1-2 計画の目的	・・・3
1-3 計画の位置づけ	・・・4
1-4 計画期間	・・・4
<hr/>	
第2章 地域の現状と課題	
2-1 統計データから見た現状	・・・5
2-1-1 人口減少と少子化の進行	
2-1-2 世帯構造の変化と単身世帯の増加	
2-1-3 高齢化の進展と比較	
2-1-4 要介護・要支援認定者の現状	
2-1-5 障がい者（児）の支援ニーズ	
2-1-6 生活困窮者への支援	
2-2 住民意識調査の結果	・・・10
2-2-1 老後の生活に対する不安	
2-2-2 隣近所との関係性	
2-2-3 困りごとの相談相手	
2-2-4 困っている人への支援意識	
2-2-5 生きがい	
2-2-6 ボランティア活動経験	
2-2-7 福祉社会に必要なこと	
2-3 課題整理	・・・14
<hr/>	
第3章 基本理念と将来像	
3-1 基本理念	・・・15
3-2 目指す地域の将来像	・・・15
<hr/>	
第4章 地域福祉の推進方針	
4-1 8つの推進方針	・・・17
4-1-1 相談しやすい仕組みをつくる	
4-1-2 関係機関が協力しやすい環境をつくる	
4-1-3 誰もが参加できる居場所や出番をつくる	
4-1-4 地域の拠点をわかりやすく活用する	
4-1-5 日常の見守りと災害時の支援を一体化する	

4-1-6 世代をこえて参加できる仕組みを広げる	
4-1-7 多様な「気づきの担い手」を増やす	
4-1-8 地域活動や担い手を次の世代へつなぐ	
4-2 推進に向けて	・・・・・・・・・・19

第5章 地域福祉計画の推進体制と進行管理

5-1 推進体制の整備	・・・・・・・・・・20
5-2 計画の進捗管理と点検	・・・・・・・・・・20
5-3 分野別計画との連携	・・・・・・・・・・20
5-4 市民参加と情報発信	・・・・・・・・・・20
5-5 成果が見える化する指標（K P I）	・・・・・・・・・・21
5-6 基幹指標の目標設定と改善方針	・・・・・・・・・・21
5-7 K P I の活用方法	・・・・・・・・・・22

第1章 計画の目的と位置づけ

1-1 序文

少子高齢化や人口減少が進むなか、地域社会で支援を必要とする人々の姿はますます多様化しています。暮らしの中で生じる困りごとは、高齢、障がい、子育て、経済的困窮など複数の要因が重なって表れることも少なくありません。こうした複雑な課題に対しては、従来の制度や分野ごとの支援だけでは十分に対応できない場面が増えています。

そのような中で、地域に暮らすすべての人が孤立することなく、安心して生活を続けられるようにするためには、人と人とのつながりを再構築し、行政・地域・関係機関が連携して包括的に支える仕組みが求められます。

本計画は、第6次勝山市総合計画で掲げる将来像を福祉分野から具体化し、分野横断的に取組を結びつけることで、地域全体で支え合える仕組みづくりを進めるものです。計画の中心には「重層的支援」の考え方を据え、課題を地域全体で共有し、制度や担当部署の垣根を越えて支援を継続できる包括的体制の実現を目指します。

住民一人ひとりが役割と居場所を持ち、支える人も支えられる人も、ともに地域の一員として安心して暮らせるまちの実現に向けて、本計画に基づく取組を進めてまいります。

1-2 計画の目的

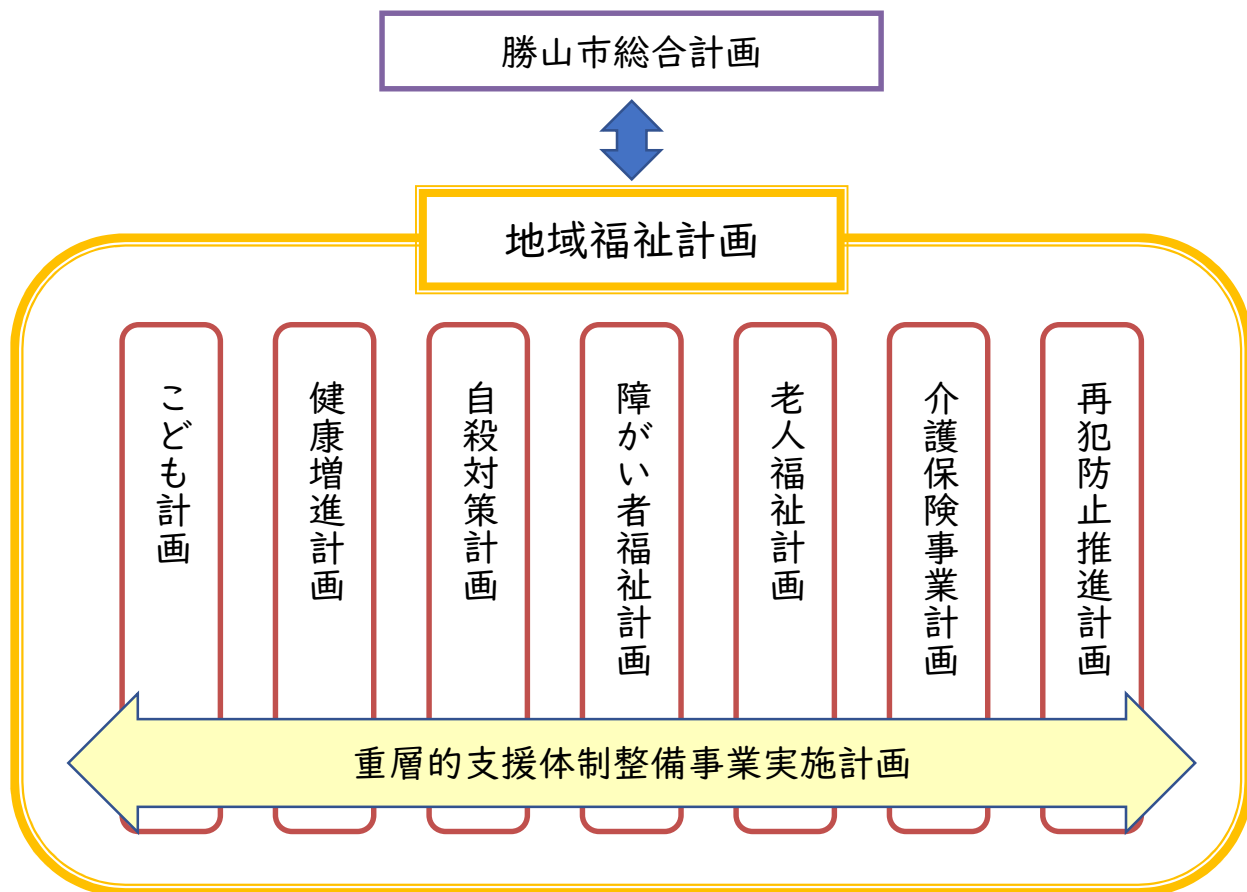
本計画は、第6次勝山市総合計画における地域福祉の方向性を具体化するとともに、分野別計画を有機的に連携させ、地域全体で支え合う仕組みを強化することを目的としています。

近年、生活課題は複雑化・複合化し、高齢・障がい・子育て・経済的困窮などが重なって現れるケースが増えています。従来の制度や分野ごとの枠組みだけでは十分に対応しきれない事例も多く、地域横断的で包括的な支え合いの仕組みが求められています。

本計画では「重層的支援」の考え方を軸に、制度や分野を越えてつながりを編み直し、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを進めます。

1-3 計画の位置づけ

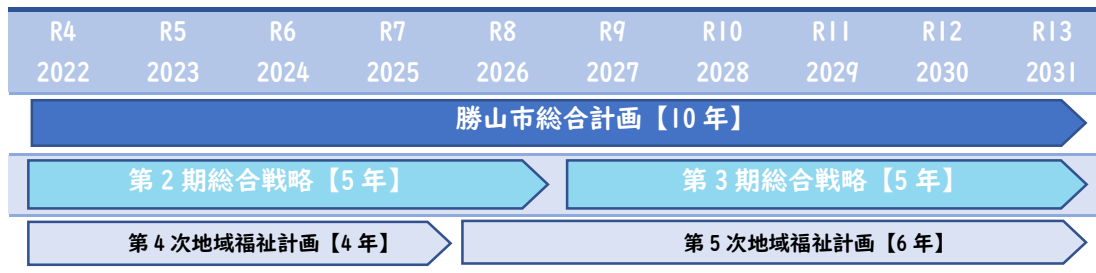
本計画は、勝山市の最上位計画である第6次勝山市総合計画を福祉分野から具体化する実行計画であり、下記の各計画と連動して進めます。



1-4 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。この期間は、第6次勝山市総合計画（令和4年度～13年度）との整合を図りつつ、地域福祉分野の中長期的課題に計画的・戦略的に取り組むためのものです。

施策の進捗や社会情勢の変化に応じて、必要に応じた見直しを行います。進捗管理と効果検証については、第5章で示す推進体制のもと、関係部署や地域関係者と連携し、PDCAサイクルを取り入れながら柔軟に運用します。

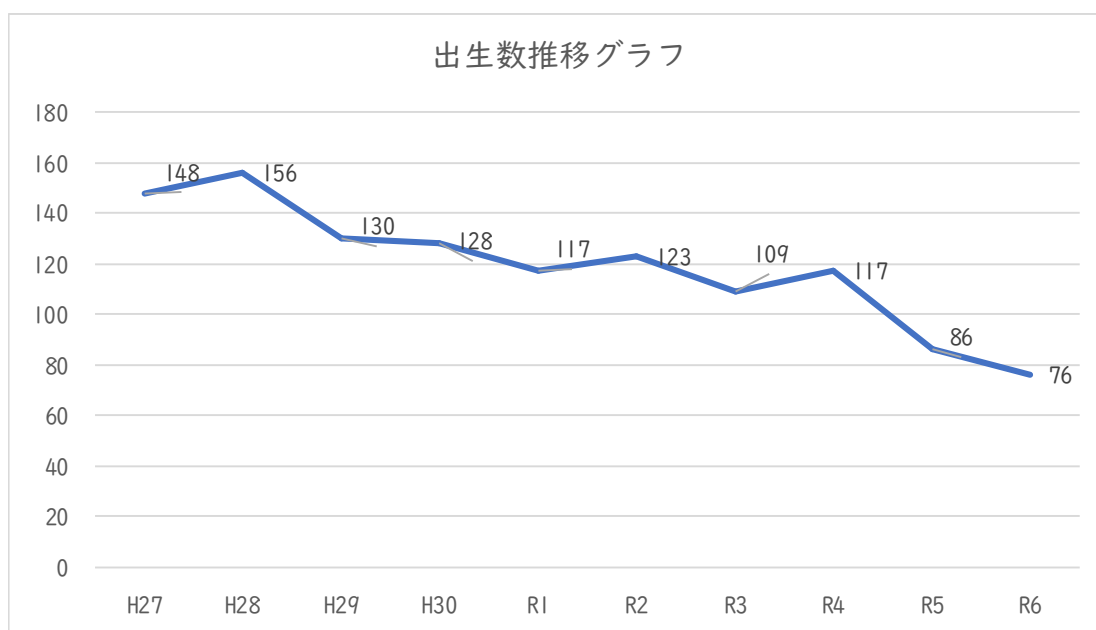
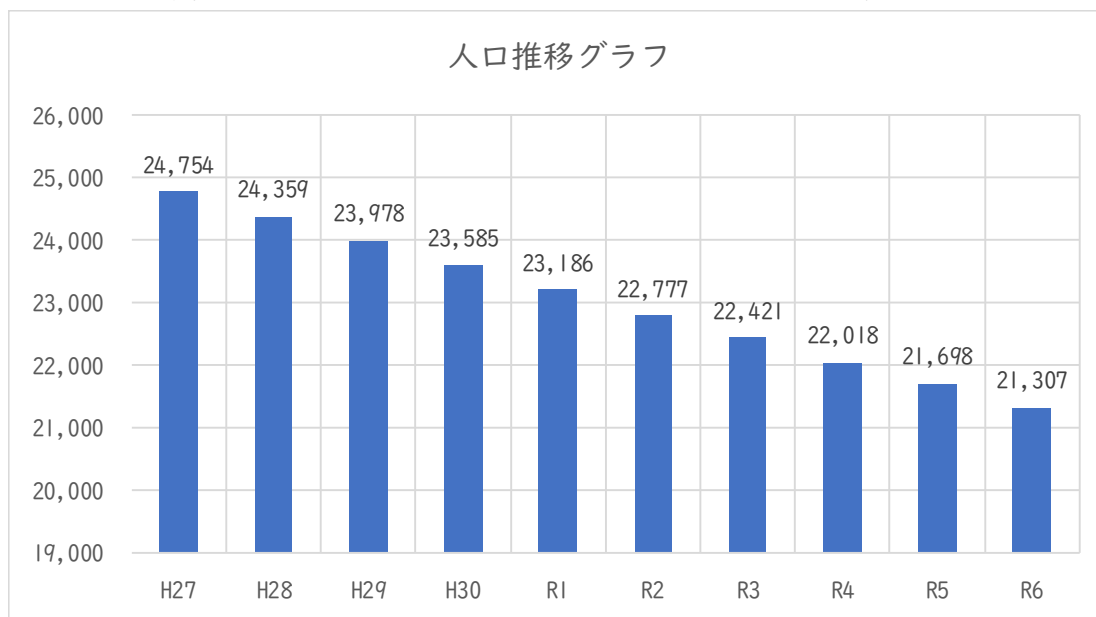


第2章 地域の現状と課題

2-1 統計データから見た現状

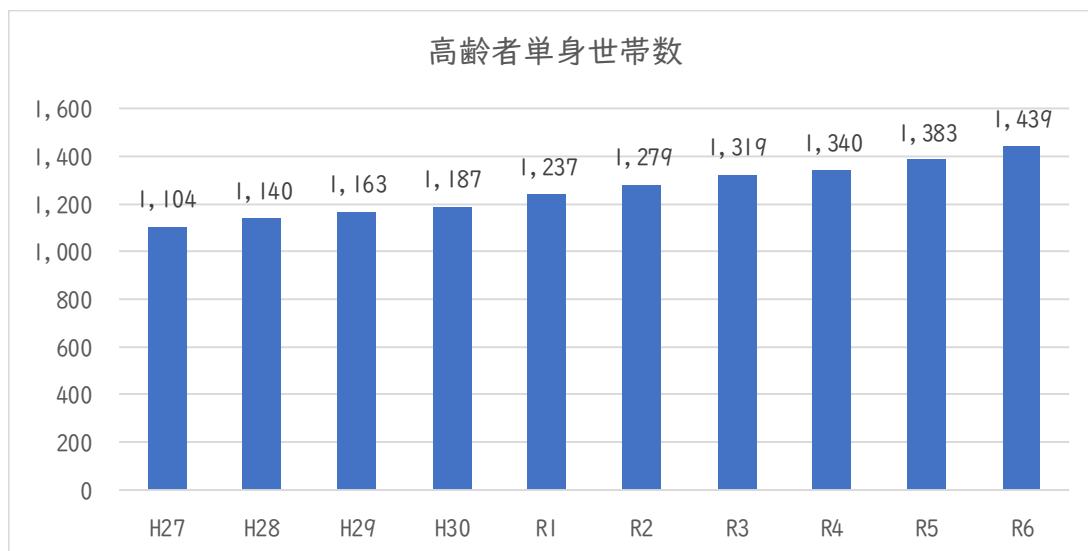
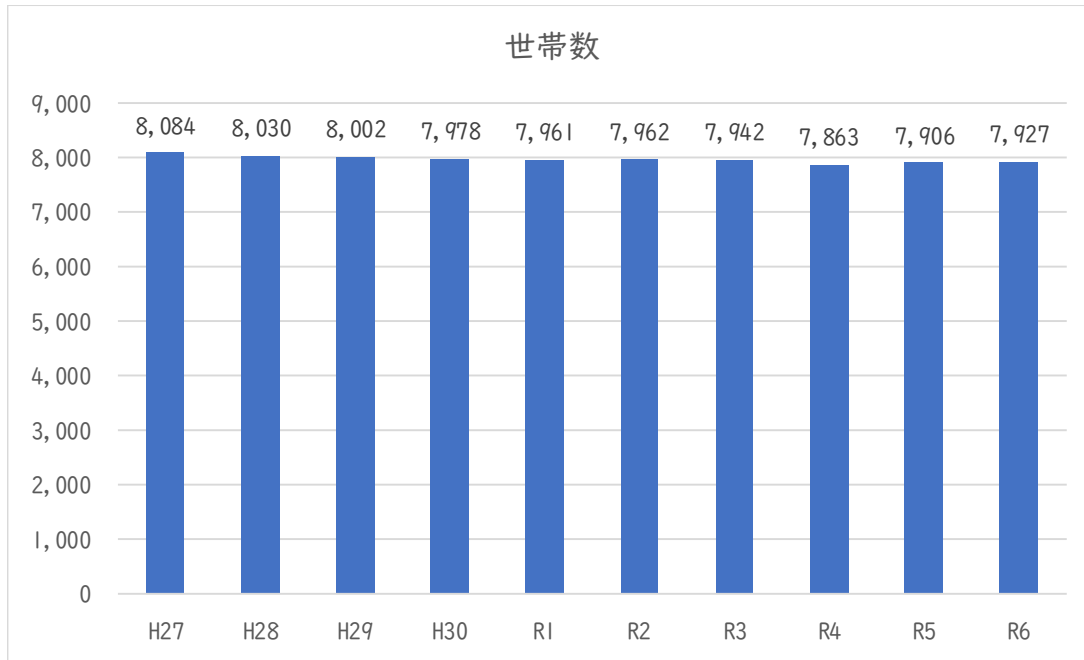
2-1-1 人口減少と少子化の進行

本市の人口は、平成27年度の24,754人から令和6年度には21,307人へと減少し、この約10年間で約13.9%減少しました。出生数も同期間に148人から76人へとほぼ半減し、急速な少子化が進行しています。将来推計では、令和17年度に人口が約17,000人台にまで減少すると見込まれています。こうした人口減少と少子化は、労働力人口や次世代の担い手不足を深刻化させる要因となっています。



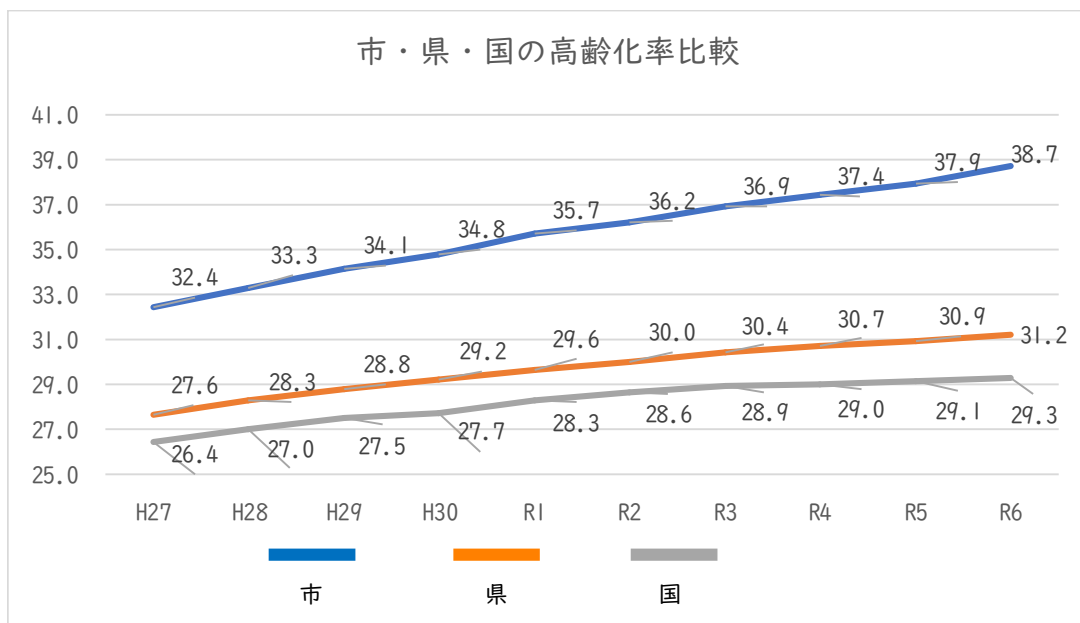
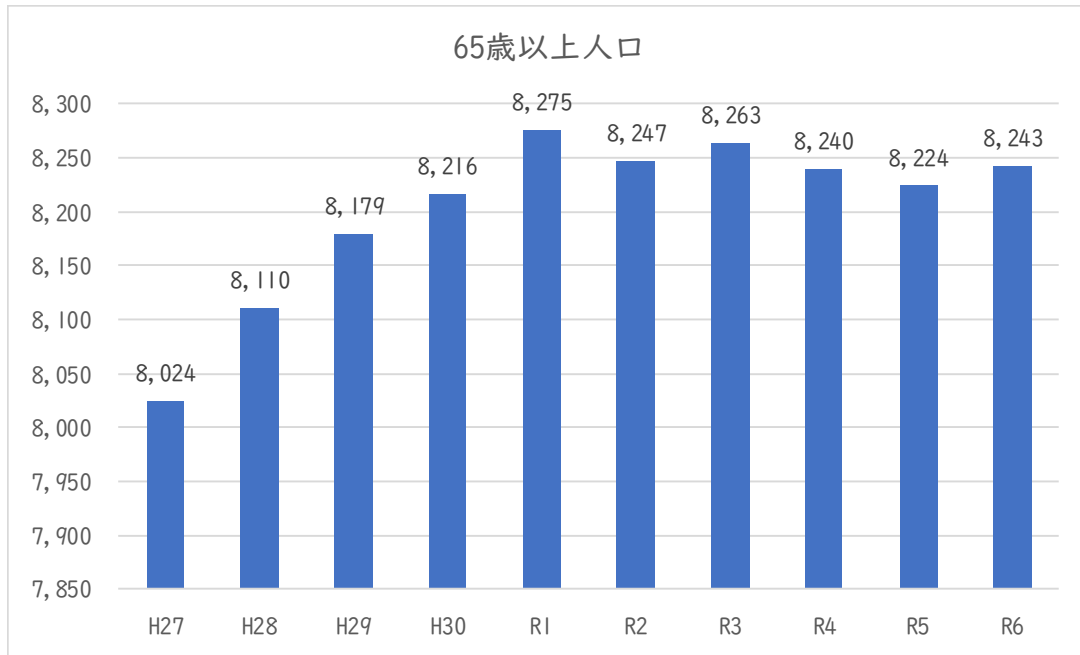
2-1-2 世帯構造の変化と単身世帯の増加

世帯数は平成27年度の8,084世帯から令和6年度の7,927世帯と大きな変化は見られませんが、世帯規模は縮小傾向にあります。特に高齢者単身世帯は、平成27年度の1,104世帯から令和6年度の1,439世帯へと増加しており、地域における孤立や生活支援ニーズの拡大が懸念されます。



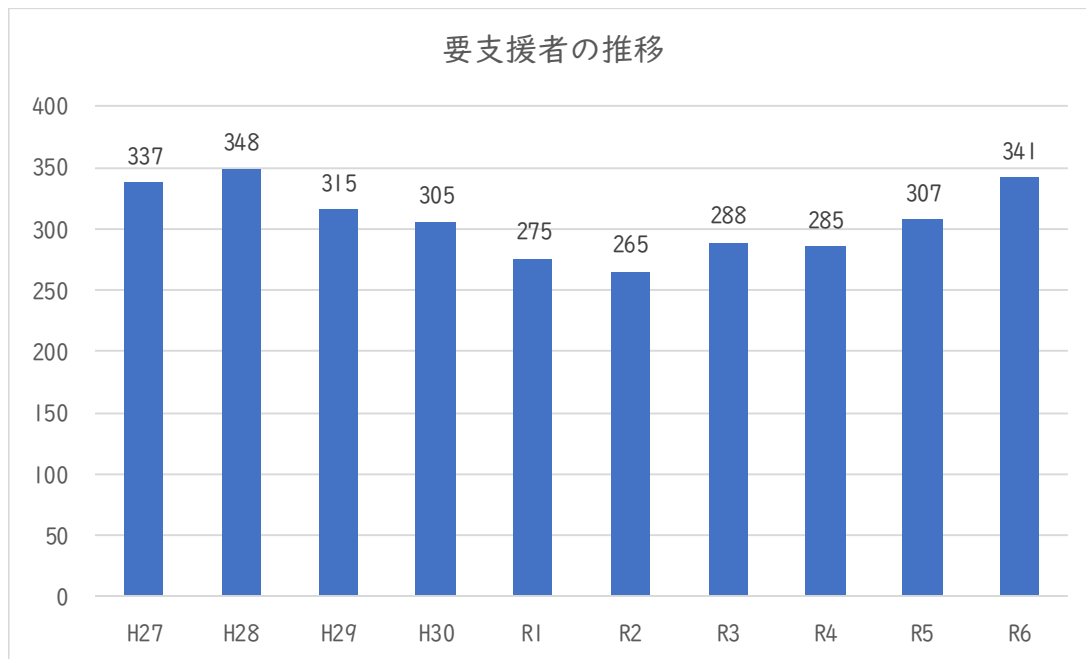
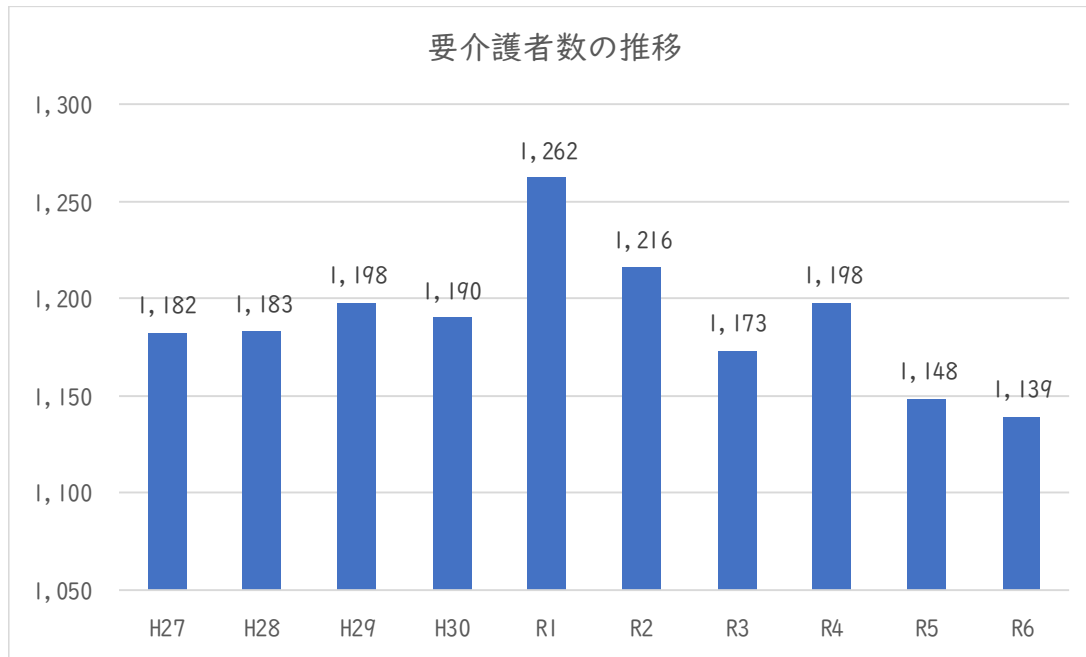
2-1-3 高齢化の進展と比較

65歳以上人口は令和6年度で8,243人、総人口に占める割合は38.7%に達しています。高齢化率は県平均(31.2%)、国平均(29.3%)を大きく上回り、全国的にも高水準です。今後さらに高齢化が進むことが予想され、医療・介護サービス需要の増加や地域での見守り体制強化が不可欠です。



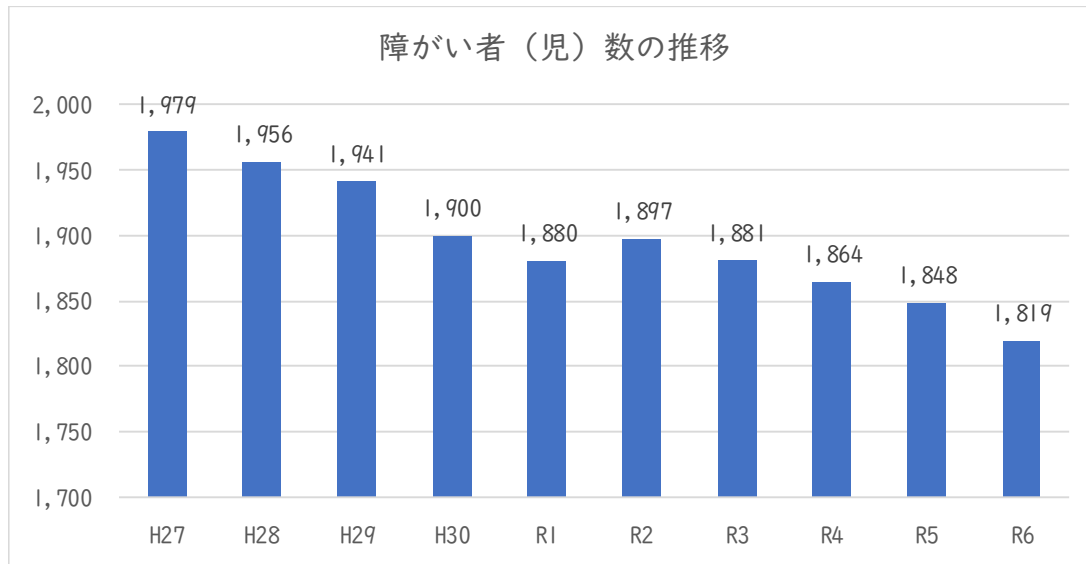
2-1-4 要介護・要支援認定者の現状

要介護認定者は平成 27 年度の 1,182 人から令和 6 年度の 1,139 人と横ばいで推移しており、高止まりしています。一方、要支援認定者は 337 人から 341 人へ微増し、支援ニーズの裾野が広がっています。介護予防や生活支援体制のさらなる充実が求められます。



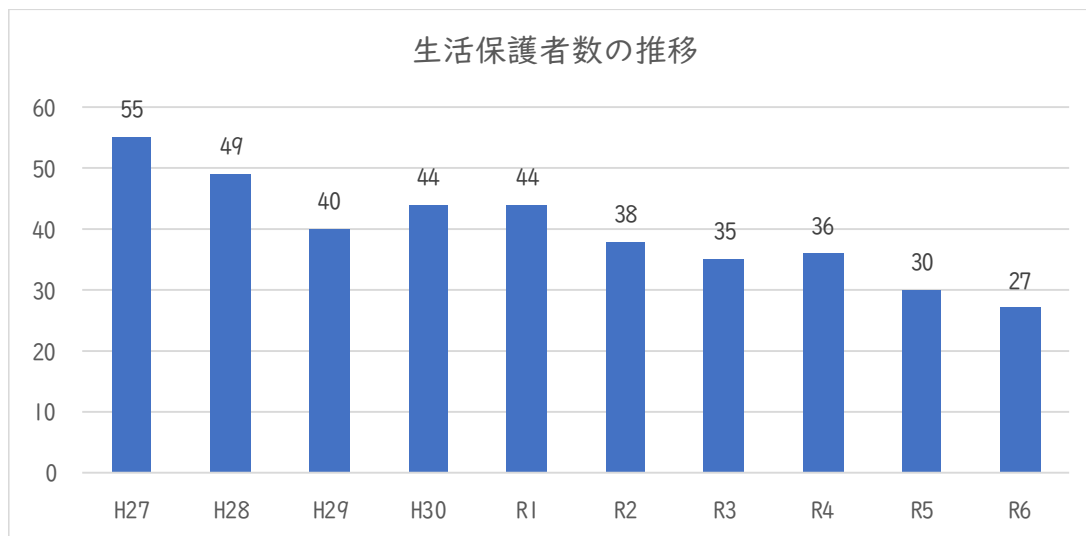
2-1-5 障がい者（児）の支援ニーズ

障がい者（児）の数は、出生数減少の影響もあり、平成 27 年度の 1,979 人から令和 6 年度の 1,819 人へやや減少していますが、依然として一定規模で推移しています。障がいの種類や程度は多様化しており、教育や就労、地域生活への参加など幅広い支援の連携が必要です。今後は、福祉サービスの充実とともに、地域全体で障がいのある人を支える仕組みづくりが課題となります。



2-1-6 生活困窮者への支援

生活保護者数は平成 27 年度の 55 人から令和 6 年度の 27 人へと減少しています。しかし、制度の利用に至らないものの、経済的困窮世帯や孤立によって支援につながりにくい人々も存在します。こうした「潜在的困窮層」への対応が課題であり、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制を活用し、早期の相談・支援につなげることが重要です。

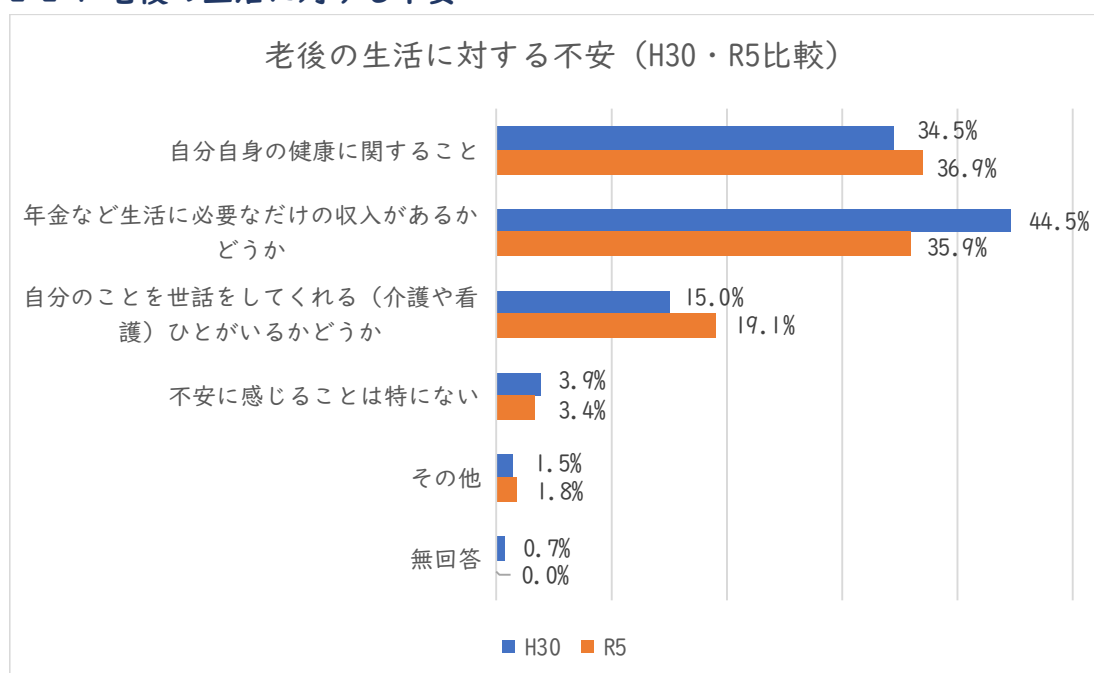


2-2 住民意識調査の結果

令和5年に実施した住民意識調査（平成30年度調査と比較）により、住民の生活不安や地域との関わりについて以下の傾向が明らかになりました。

調査の名称	勝山市地域福祉計画 住民意識調査
調査対象者	一般（74歳以下）、健康（64歳以下）、高齢者（65歳以上）子育て世帯、障がい児（者）、児童、生徒
調査数	5,322人
調査方法	郵送、託送、学校
調査時期	令和5年9月～10月
有効回収数	3,663件
有効回収率	68.8%

2-2-1 老後の生活に対する不安

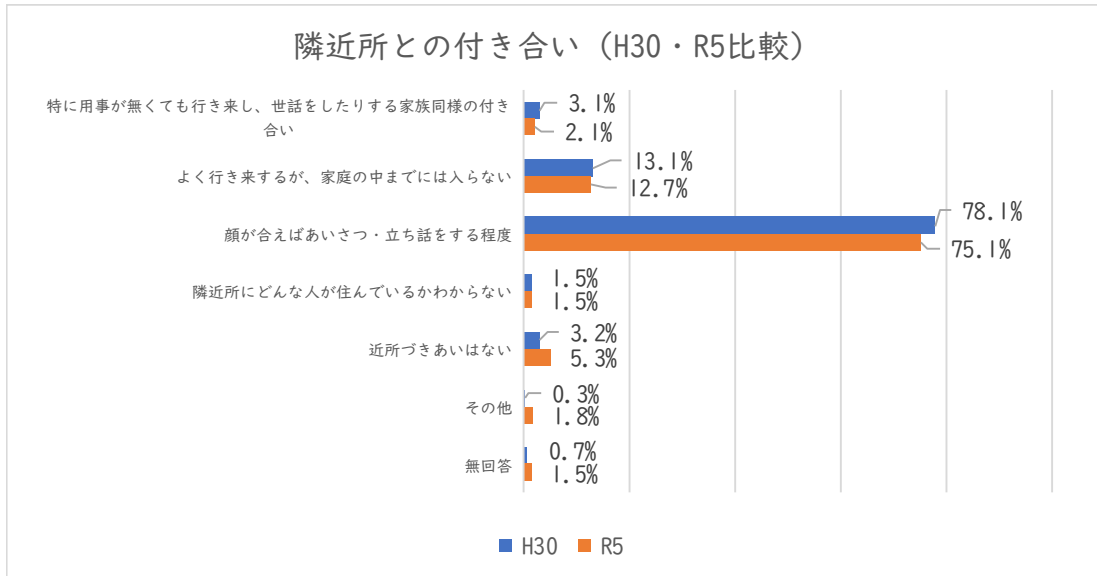


H30調査では「年金など生活に必要な収入」（44.5%）が最多、次いで「自分の健康」（34.5%）で、R5調査では順位が逆転し、「自分の健康」（36.9%）が最多、収入は35.9%となっています。

「介護や看護をしてくれる人がいるかどうか」は両年度とも15～19%で安定しています。

経済的不安から健康不安へと重心が移っており、「健康寿命の延伸」が重要課題。介護に関する不安も根強く、健康づくりをはじめ介護等の支援体制の周知など、安心して過ごせる環境づくりが必要です。

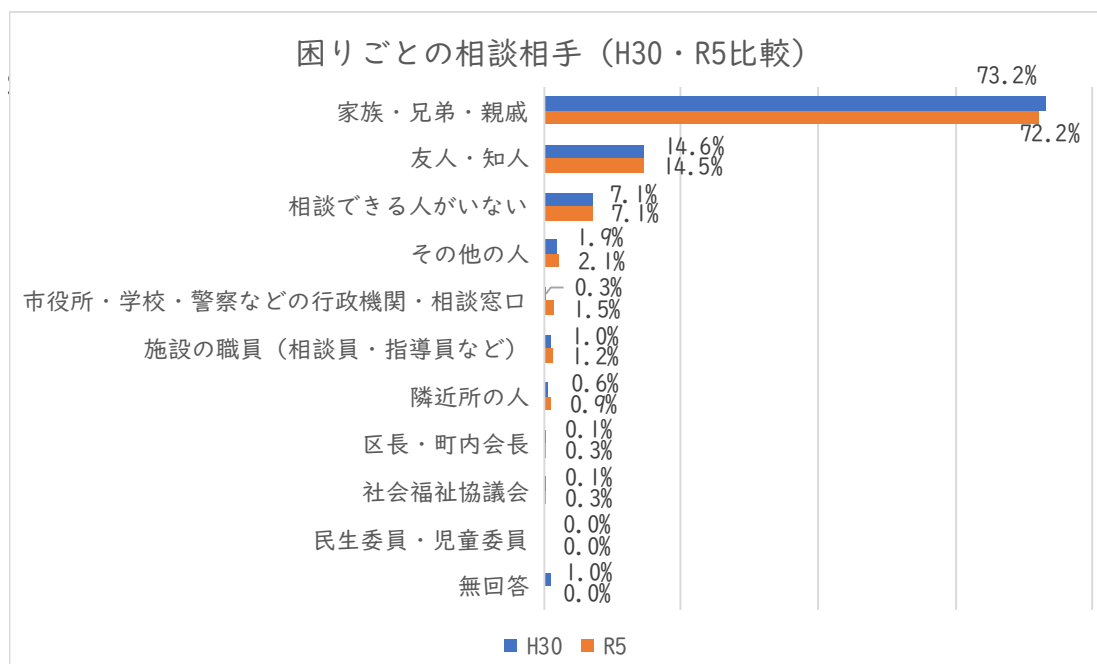
2-2-2 隣近所との関係性



「顔が合えばあいさつ・立ち話」が両年度で7割超となっています。「近所づきあいはない」はH30で3.2%からR5で5.3%と微増しています。

表面的な関係は維持されているが、実質的なつながりは希薄化しており、孤立防止や支え合い促進の仕組みを整える必要があります。

2-2-3 困りごとの相談相手

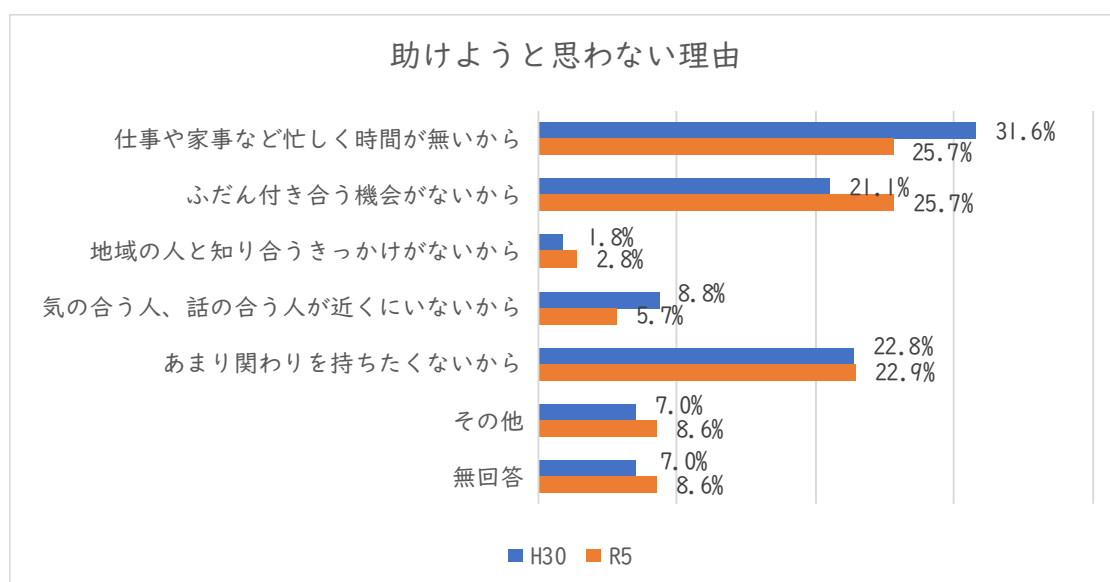
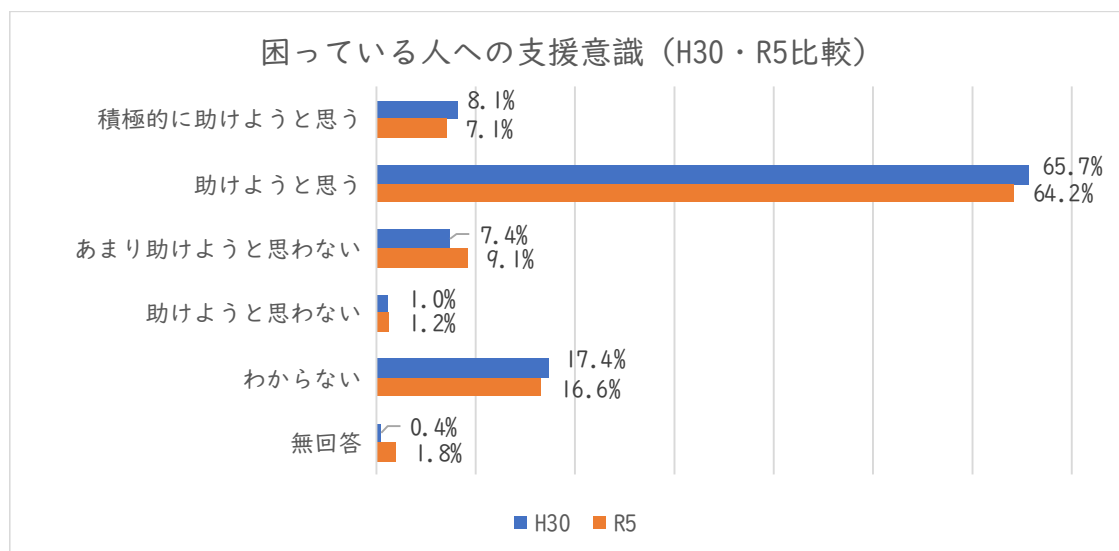


家族・親戚が7割以上を占めており、まず身近な存在に相談できる関係性が維

持されていることは地域の強みといえます。一方で、「相談できる人がいない」と回答した人が両年度とも約7%存在し、一定の孤立リスクが確認されています。

相談相手が家族に偏る傾向があるため、家族に頼れない層への支援や、地域や関係機関が補完できる相談体制の充実が求められています。

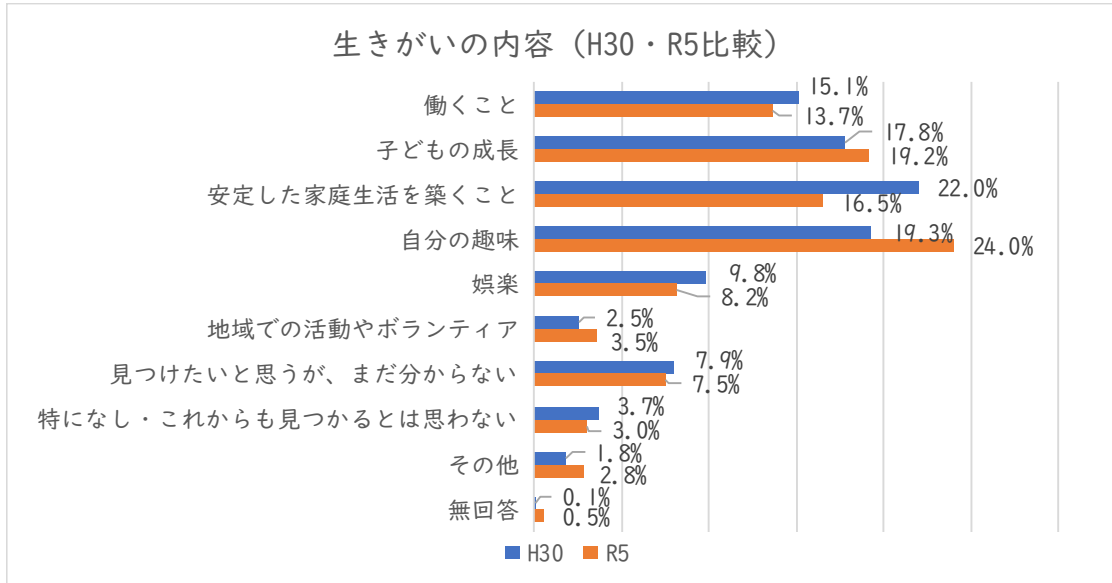
2-2-4 困っている人への支援意識



「助けようと思う」がH30で約74%からR5で約71%に減少し、R5では「あまり助けようと思わない」が増加しています。

助けようと思わない理由は「忙しい」「普段付き合いがない」「関わりたくない」が多数で、地域の関係性の希薄化と生活の多忙化が、支え合い意識を弱めています。誰もが参加しやすい地域活動を推進する必要があります。

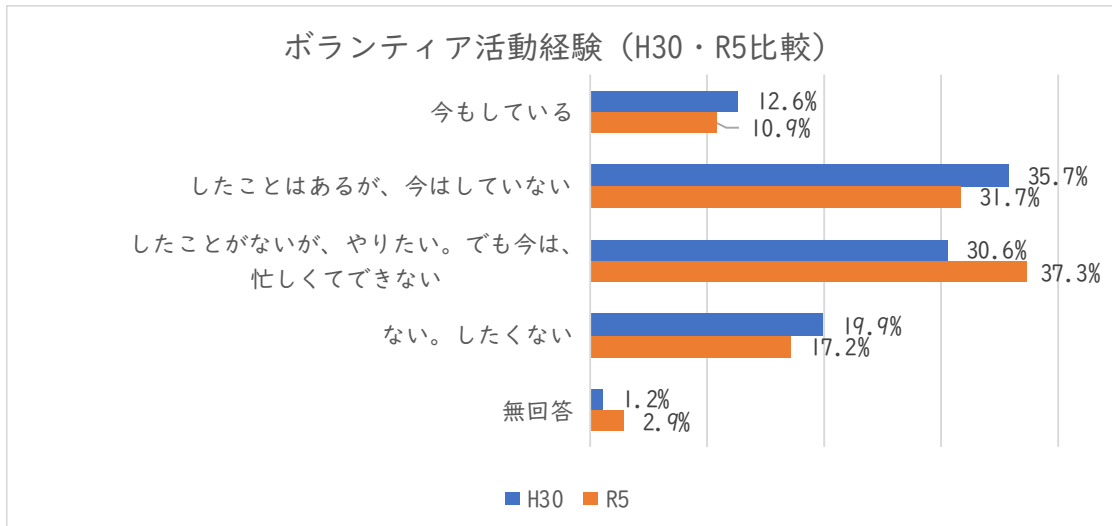
2-2-5 生きがい



H30 調査：「安定した家庭生活」が最多から、R5 調査：「自分の趣味」が最多になっています。

「地域活動・ボランティア」を生きがいとする人は両年度とも 2～3%で、家族中心から個人活動志向へシフトしています。生きがいに対する地域活動の位置づけが低いため、個人の関心を地域活動へ結びつける仕掛けが課題です。

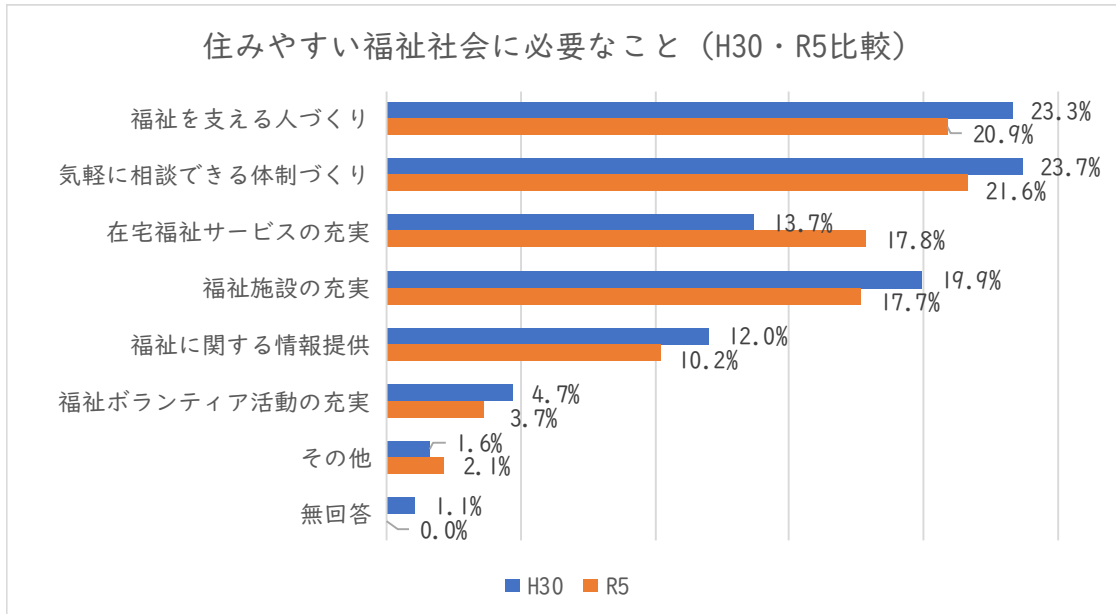
2-2-6 ボランティア活動経験



H30：「したことがあるが今はしていない」(35.7%) が最多で、R5：「したことがないがやりたいが忙しい」(37.3%) が最多となっています。

「今もしている」は H30 で 12.6% から R5 で 10.9% に微減しており、潜在的な関心は増していますが、継続的参加が少なくなっています。参加しやすく、負担の少ない活動モデルの構築が求められます。

2-2-7 福祉社会に必要なこと



両年度とも「福祉を支える人づくり」「気軽に相談できる体制づくり」が2割超で最多で、次いで「福祉施設の充実」「在宅福祉サービスの充実」が続きます。

住民は「相談支援体制の強化」と「担い手育成」を最も求めており、制度整備と人材育成が重点課題です。

2-3 課題整理

- 1 経済・健康・介護不安の複雑化
→ 健康不安が拡大する中で、経済不安も高い割合。統計上の高齢化率の高さと連動。
- 2 相談相手の家族依存と孤立リスク
→ 高齢者単身世帯増加や「相談できる人がいない」7%が構造的課題。
- 3 地域関係性の希薄化
→ 隣近所付き合いの減少・支援意識の低下が、孤立防止・互助の阻害要因。
- 4 地域活動・ボランティアへの参加低調
→ 潜在意欲は高いが実参加は減少。個人の趣味志向を地域活動につなげる仕掛けが必要。
- 5 相談体制と担い手不足
→ 住民ニーズの最上位。地域全体で人材を育てる仕組みづくりが急務。

第3章 基本理念と将来像

3-1 基本理念

「誰もが経済・健康・介護の不安に安心して向き合い、孤立することなく暮らし続けられる地域へ。人と人との“つながり”を、『助ける』ことにとどまらず、日常の中で自然に声をかけ合い、支え合う関係として育みます。家族などの身近な存在に加えて、地域全体で相談し合える環境を整え、限られた担い手に過度な負担をかけることなく、多様な人が関わり合える仕組みを広げます。そして、一人ひとりが自分らしく生きがいを持ち、互いの存在を感じながら安心して暮らせるまちを目指します。」

この理念には次の思いが込められています。

- 1 相談できる人がいない・声を上げにくいといった人を取りこぼさない
- 2 家族を中心としたつながりを基盤としつつ、地域全体で「つながりを補完・再構築」していく
- 3 健康・介護・生活の不安に多様な支援を重ね合わせる「包括的支援」を根幹に据える
- 4 担い手不足を克服し、多様な人材が無理なく参加できる地域環境をつくる
- 5 「障がい」「高齢」「こども」などの区分を超え、誰もが気軽に相談・参加できる地域社会を育む

3-2 目指す地域の将来像

すべての人が、つながりと支え合いの中で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

本計画は、人口減少や高齢化、孤立化といった課題に対応しながら、「人・地域・制度をつなぐ」役割を果たし、地域福祉のハブとしての機能を強化していきます。特に、相談相手の多くが家族であるという実態を踏まえつつ、家族以外にも気軽に相談できる「地域の入り口」を多様に設けることが重要です。

見える窓口だけでなく、サロン・保育園、こども園・学校・カフェなど、日常の会話や雑談を通じて自然につながる「ゆるやかな相談」ができる環境を育てます。

将来像の実現に向けたキーワードは以下のとおりです。これらは、第2章で明らかになった課題への対応を踏まえ、地域の縦系と横系を織り重ねるように、一人ひとりの出会いや関わりを形づくる視点を示しています。

- 1 つながる : 相談できる人がいない層も含め、支援対象者・担い手・地域資源をつなぐ
- 2 重ねる : 既存の支援に新たな視点や関係性を重ね、健康・介護・経済不安に多層的に対応する
- 3 ひらく : 相談の入り口を広げ、分野や立場を越えた「断らない相談体制」を整える
- 4 育てる : 担い手不足に対応し、地域の中で支える人材を育成・継承する
- 5 見守る : 隣近所のつながりが希薄化する中でも、「気づき」を起点に孤立を防ぐ
- 6 育む : 世代・分野・立場を超えて互いに支え合い、共に地域を育てていく

第4章 地域福祉の推進方針

本章では、第3章で掲げた基本理念と将来像を具体化するために、包括的支援の視点から8つの推進方針を示します。これらは、行政のみならず、地域住民や関係機関、事業者など多様な主体が協働し、持続可能な仕組みを築くための方向性です。

4-1 8つの推進方針

4-1-1 相談しやすい仕組みをつくる

- ・カフェやサロン、協定事業所、まちづくり会館など、住民が気軽に立ち寄れる「身近な相談の場」を広げる。
- ・見える窓口（地域包括支援センターやこども家庭センター、障害者生活支援センター、社会福祉協議会など）と地域活動の中で生まれる「ゆるやかな相談」を両輪として整備する。
- ・ICTや情報共有を活用し、限られた人員でも効率的に対応できる仕組みを整える。

4-1-2 関係機関が協力しやすい環境をつくる

- ・医療・教育・福祉・就労など、分野をこえた関係者が集まる「よこ系会議（支援会議）」を定期的に関く。
- ・学校やこども家庭センターなどと連携し、若年期から切れ目のない支援体制を推進する。
- ・地域ごとに「顔の見える関係」を育て、現場での連携をスムーズにする。
- ・相談員や専門職の研修を充実させ、少人数でも幅広い課題に対応できる体制を育てる。

4-1-3 誰もが参加できる居場所や出番をつくる

- ・地域カフェやサロン、こども食堂などのボランティア活動を支援し、気軽に集まれる「居場所・出番」を増やす。
- ・地域サロンや地域行事、見守り活動において、役割を細かく分け、短時間・単発でも参加できる「負担の少ない参加の仕組み」を取り入れる。
- ・あいさつや声かけなど、日常の関わりを大切にし、孤立を防ぐつながりをつくる。
- ・「すでに行うことができている活動」を可視化・評価し、住民の意欲を高める地域文化を育てる。

4-1-4 地域の拠点をわかりやすく活用する

- ・福祉健康センター「すこやか」やまちづくり会館・コミュニティセンターなどを、福祉・防災・交流の拠点としてさらに活用する。
- ・拠点ごとの役割を整理し、移動支援の視点を加えて、交通手段に制約がある人も利用できるように配慮する。
- ・拠点での「カフェ型サロン」など多目的・柔軟な活動を推進する。

4-1-5 日常の見守りと災害時の支援を一体化する

- ・普段の見守り活動と、災害時の避難支援を切り離さずに整備する。
- ・民生委員や協定事業所と連携し、災害時にも機能する支援ルートをつくる。
- ・平常時からの情報把握を災害対応に活かせる仕組みを整える。

4-1-6 世代をこえて参加できる仕組みを広げる

- ・サロンやカフェを拠点に、こどもから高齢者まで世代をこえた交流を進める。
- ・若年層・子育て世代の参加を促す工夫（短時間参加・体験型活動）を取り入れる。
- ・若い世代や子育て世代のボランティア活動や地域行事等への参加を増やし、将来の担い手を育てる。
- ・保育園・こども園や学校行事との連携により、地域との関係性を育てる。

4-1-7 多様な「気づきの担い手」を増やす

- ・商店、配送業者、地域の事業者など、日常的に人と接する人を「気づきの担い手」として広げる。
- ・段階的な関わり方や研修を用意し、無理のない参加を可能にする。
- ・「ゆるやかな見守りモデル」を広げ、孤立防止の仕組みを地域に根付かせる。

4-1-8 地域活動や担い手を次の世代へつなぐ

- ・地区社協や自治会などの活動を持続可能にするため、役割や活動規模を見直す。
- ・高齢化や人口減少による人材不足に対応するため、活動の効率化や役割分担を促す。
- ・地域に暮らす外国人住民や企業人材、移住者などが地域活動に参加できる仕組みを整え、文化や言語の違いを超えた協働を推進する。
- ・学校・若年層ボランティアなど次世代との接点を設け、継承を促す。

4-2 推進に向けて

これら8つの方針は相互に関連し合い、地域における支え合いを多層的に強めていくものです。特に「健康・介護・生活不安への対応」「相談しやすい体制づくり」「孤立の防止」「担い手不足への対応」は、第2章・第3章で示した課題に直結しています。人手不足という現実を前提に、負担を分かち合いながら無理なく続けられる仕組みを広げることが重要です。地域の多様な主体が役割を持ち寄り、日常の中で自然に支え合える関係を築くことで、地域共生社会の実現につなげます。

次の第5章では、これらの方針を実際に推進していくための体制や進行管理の仕組みを示します。

第5章 地域福祉計画の推進体制と進行管理

本計画を着実に進めていくためには、行政だけでなく、市民・地域団体・事業者など多様な主体が協力し、進行状況を点検しながら柔軟に改善していくことが必要です。本章では、そのための体制や仕組みを整理し、本計画を「動かし続ける仕組み」として確立します。

5-1 推進体制の整備

市の福祉課を中心に、健康・教育・地域振興など庁内の関係部署が横断的に連携する。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、事業者など、地域の多様な主体が集まり、課題を共有して協力できる「協働の場」を設ける。

複雑な課題に対応するため、「よこ系会議（支援会議）」を定例開催し、情報共有と多機関協働を進める。

5-2 計画の進捗管理と点検

毎年度、施策の進み具合を整理し、進捗管理表を活用して庁内外で共有し、社会情勢や住民の声の変化に応じて計画を見直す。

5-3 分野別計画との連携

こども計画、健康増進計画、自殺対策計画、障がい者福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業計画など、分野ごとの計画と有機的に連携する。

各分野の取組について、関係部署間で情報共有や進捗確認を行いながら横断的に整理し、重複や連携不足を防ぐ。

地域福祉計画をこれらの上位計画として位置付け、総合戦略や総合計画とも整合を図り、福祉を基盤としたまちづくりを一体的に推進する。

5-4 市民参加と情報発信

計画の進捗や成果をわかりやすく市民に伝え、開かれた運営を行う。

広報紙、ウェブサイト、SNSを活用し、相談窓口や支援制度を周知することで、誰もが情報にアクセスしやすい環境を整える。

5-5 成果を見える化する指標（KPI）

本計画では、地域福祉の推進によって住民一人ひとりの安心感や「つながりの実感」が高まることを重視します。その変化を可視化するために、基幹指標と補助指標を設定します。

基幹指標

「相談できる人がいますか？」に対し「いない」と回答した住民の割合

→ 現状 7.1%を令和 14 年度までに 6%未満

5-6 基幹指標の目標設定と改善方針

基幹指標である「相談できる人がいない」と回答した住民の割合について、内閣府「令和 6 年人々のつながりに関する基礎調査」では、不安や悩みが生じた際の相談相手が「いない」と回答した人の割合は 8.7%と示されています。この項目は、地域福祉計画における「困ったときに相談できる関係性」を把握する目的に最も近いことから、基幹指標の参考値とするものです。

勝山市の現状値 7.1%は、全国平均 8.7%を下回る水準にありますが、地域のつながりを強め、孤立を防ぐ観点からは、さらなる改善を図ることが重要です。このため、6%未満を目標値として設定しました。

現状値から 1.1 ポイント（約 15%）の改善は、計画期間の 6 年間における施策展開を見込み、勝山市の現状値と全国平均との比較、並びに計画期間中に講じる施策の内容を踏まえ、この水準を目標値として設定しています。

KPI 達成に向けては、相談の入り口づくり、支援機関の連携、居場所づくり、多世代交流、地域拠点の活用、見守り体制の充実など、本計画の 8 つの方針を総合的に推進します。

これらの取組によって、地域のつながりを強め、困ったときに相談できる相手の存在が広がることで、基幹指標の改善を目指します。

補助指標（第 4 章の 8 方針に対応）

相談しやすい仕組みをつくる

- 「相談の入り口」（カフェ・サロン・まちづくり会館等）の数と利用者数
- 相談機関間の連携事例数

関係機関が協力しやすい環境をつくる

- 多機関での事例検討や地域ケア会議の開催数

- 参加機関数・参加職種の広がり
- 誰もが参加できる居場所や出番をつくる
- サロンやカフェ、こども食堂等の開催数と参加者数
- 地域の拠点をわかりやすく活用する
- まちづくり会館や「すこやか」の利用件数・登録団体数
 - 拠点を活用した新規事業数
- 日常の見守りと災害時の支援を一体化する
- 災害時避難行動要支援者名簿登録率
- 世代をこえて参加できる仕組みを広げる
- 多世代交流イベントの開催数・参加者数
- 多様な「気づきの担い手」を増やす
- 見守り協定事業所数
- 地域活動や担い手を次の世代へつなぐ
- 民生委員・地区社協・ボランティア等の担い手数

5-7 KPI の活用方法

KPI は「地域福祉の成果を見える化する道しるべ」として活用し、単なる数値管理にとどまらず、学びと改善のサイクルを促します。